

学校法人新田塚学園情報開示実施規定

(目的)

第1条 この規定は、学校法人新田塚学園（以下「本法人」という。）が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、運営状況等に関する情報開示を行うについて、必要な事項を定める。

(開示の対象文書)

第2条 本法人が作成した、運営状況を記載した書類のうち、つぎの文書を開示の対象とする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 資金収支計算書
- (4) 消費収支計算書
- (5) 事業報告書
- (6) 監事による監査報告書
- (7) 資金収支予算書
- (8) 消費収支予算書
- (9) 諸規定
- (10) 寄附行為
- (11) 自己点検・評価報告書
- (12) FD 報告書
- (13) 教育・研究に関する書類
- (14) 社会貢献に関する書類

(開示の対象者)

第3条 開示の対象者は、つぎのとおりとする。

- (1) 本法人と雇用契約にある者。
- (2) 本法人が設置する学校の在学学生及び保護者。
- (3) 本法人が設置する学校を卒業した者。
- (4) 本法人に対する債権者または抵当権者。
- (5) 本法人が設置する学校に入学を希望する者及びその保護者。

(開示の原則)

第4条 開示の対象者から対象文書につき閲覧の申し出があったときは、学校法人が行う事務又は事業の適性な遂行に、支障を及ぼすおそれがあると、理事長が判断した場合を除き開示するものとする。

(開示情報の使用)

第5条 閲覧の請求者は、閲覧により得られた本法人の情報を、申出者の個人的範囲において適正に使用しなければならない。

(開示の請求)

第6条 閲覧の請求者は、所定の文書開示請求書を理事長に提出しなければならない。

(開示の決定)

第7条 理事長は閲覧の請求者に対し、閲覧の申出の日から15日以内に開示、非開示の決定を行い通知書を送付する。

(開示の実施)

第8条 理事長は、開示の決定をしたときは、閲覧の請求者に対し、期日を指定し実施する。

2 開示は閲覧により実施し、法人事務局総務課において行う。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、情報開示の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日より実施する。

この規則は、平成23年4月1日より実施する。